

監 査 年 報

(令和 5 年度)

令和 7 年 3 月

香川県監査委員事務局

は じ め に

監査委員は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づき地方公共団体に置かれる執行機関です。

その職務は主として、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査することであり、その際、事務の執行等について、住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げているか、組織及び運営の合理化に努めているかに、特に、意を用いることとされています。

本県の監査委員は 4 名で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から選任される委員 2 名と議会から選任される委員 2 名で構成されています。また、監査委員の事務を補助する組織として、監査委員事務局が設けられています。

本県においても、監査委員が地方自治法の規定に基づき定期監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査、決算審査、財政健全化判断比率等審査及び内部統制評価報告書審査等を行っています。

この度、令和 5 年度対象の監査の状況を取りまとめました。本県の監査の現状を理解する一助として、参考にして頂ければ幸いです。

令和 7 年 3 月

香川県監査委員事務局

目 次

業務執行状況（令和５年９月～令和６年８月）	1
I 定期監査.....	3
II 財政援助団体等の監査.....	12
III 住民監査請求に基づく監査.....	15
IV 包括外部監査.....	19

監査業務執行状況の概要（令和５年９月～令和６年８月）

地方自治法の規定に基づき定期監査、行政監査、財政援助団体等の監査、住民監査請求に基づく監査、例月出納検査及び決算審査等を次のとおり実施した。

１ 定期監査については、

「手当等の適正な支給（通勤手当、特殊勤務手当、旅費）」

「物品の適正な管理（台帳整備、不用品の処分手続、毀損事故防止対策）」

「業務委託に係る適正な事務（委託内容、履行確認、委託の効果）」

「実効性のある内部統制の運用」

の４項目を重点項目として定めるとともに、合規性のほか経済性・効率性・有効性の観点にも留意し、令和５年１１月から令和６年８月までの間に、令和５年度を対象に次の２１８所属について順次実施した。

部 局 名	実 施 箇 所 数			部 局 名	実 施 箇 所 数			
	本 庁	出先機関	計		本 庁	出先機関	計	
政 策 部 ・ 出 納 局	12	5	17	土 木 部	9	5	14	
総 務 部	11	2	13	各 種 委 員 会 ・ 議 会	7	0	7	
危 機 管 理 総 局	2	1	3	教 育 委 員 会	9	46	55	
環 境 森 林 部	5	4	9	公 安 委 員 会	31	12	43	
健 康 福 祉 部	9	11	20	公 営 企 業	病 院	1	3	4
商 工 労 働 部	4	4	8		下 水 道	－（土木部に含む）		－
交 流 推 進 部	4	1	5	計	111	107	218	
農 政 水 産 部	7	13	20					

監査の結果、指導注意事項が２０件、検討指示事項が３件認められ、部局ごとに講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた部局については、改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事、議会議長及び関係委員会等に報告するとともに、これを公表した。また、その後、関係部局から通知を受けた措置状況についても、順次これを公表した。

２ 財政援助団体等の監査については、令和５年９月から令和５年１２月までの間に、令和４年度を対象に出資団体、補助団体等について実施した。

出資団体については（公財）吉野川水源地域対策基金など１４団体、補助団体については瀬戸内国際芸術祭実行委員会など７団体、公の施設の指定管理者については香川県造園事業協同組合など６団体の延べ２７団体（実団体２０団体）について監査を行った。

監査の結果、指摘事項が１団体１件、指導注意事項が４団体４件、検討指示事項が１団体２件認められ、各団体に対して講評を行うとともに、是正改善すべき事項等が見受けられた団体については改善等の措置状況について報告を求めた。

監査の結果については、知事及び議会議長等に報告するとともに、これを公表した。また、監査結果を受けて講じた措置について、知事から報告があり、これを公表した。

- 3 住民監査請求に基づく監査については、令和5年度中に3件の請求があり、処理結果は、棄却3件であった。
- 4 例月出納検査については、毎月25日を例日と定め、一般会計、特別会計、基金及び公営企業会計について関係者の説明を求めるとともに、証拠書類について検査を実施した。
検査の結果は、いずれも計数は正確であった。
検査の結果については、知事及び議会議長に報告した。
- 5 令和5年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された決算書及び証拠書類等について関係者の説明、定期監査の資料等を参考にして実施した。
その結果、一般会計、特別会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
県立病院事業会計及び流域下水道事業会計については、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 6 令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを着眼点として実施した。その結果、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
- 7 令和5年度内部統制評価報告書の審査は、「香川県監査基準に関する規程」に準拠し、知事から審査に付された内部統制評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかを着眼点として実施した。その結果、評価手続き及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。
- 8 令和5年度包括外部監査については、外部監査人により「観光に関連した事業に関する財務事務の執行について」をテーマに政策部及び交流推進部に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。
監査の結果については、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。
また、監査の結果を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和6年10月に公表した。

I 定期監査

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 5 年度を対象に「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」について 218 所属に対して定期監査を行った。

監査結果は次のとおりであり、指導注意事項は 20 件、検討指示事項は 3 件あったほか、公表を伴わないが、内容が軽微なもので文書を交付した口頭指導事項は 133 件あった。

1 指摘事項等の件数

部 局 名		実施所属数	指摘事項		指導注意事項		検討指示事項		計(件数)
			所属	件数	所属	件数	所属	件数	
政策部・出納局		17 (17)	(0)	(0)	4 (4)	5 (5)	(0)	(0)	5 (5)
総 務 部		13 (13)	(0)	(0)	(1)	(1)	(0)	(0)	(1)
危機管理総局		3 (3)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
環境森林部		9 (9)	(0)	(0)	2 (1)	3 (1)	(0)	(0)	3 (1)
健康福祉部		20 (20)	(0)	(0)	1 (0)	2 (0)	(0)	(0)	2 (0)
商工労働部		8 (8)	(0)	(0)	2 (1)	2 (1)	(0)	(0)	2 (1)
交流推進部		5 (5)	(0)	(0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
農政水産部		20 (20)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
土 木 部		14 (14)	(0)	(0)	2 (0)	2 (0)	(0)	(0)	2 (0)
各種委員会・議会		7 (7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
教育委員会		55 (54)	(0)	(0)	2 (2)	2 (2)	2 (1)	2 (1)	4 (3)
公安委員会		43 (43)	(0)	(0)	2 (2)	2 (2)	(0)	(0)	2 (2)
公営企業	病院局	4 (4)	(0)	(0)	1 (1)	1 (2)	(1)	(1)	1 (3)
	下水道	- -	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
合 計		218 (217)	0 (0)	0 (0)	17 (12)	20 (14)	3 (2)	3 (2)	23 (16)

(注) かっこ書は、令和 4 年度対象の件数である。

(参考)

用語の説明

1 指摘事項

指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正でないもので、法令等に違反した執行となっているもの、歳出予算の目的及び範囲に違反した執行となっているもの、著しく不経済又は非効率的執行となっているものなどをいう。

2 指導注意事項

指導注意事項は、財務に関する事務の執行等が適正でないもので、指摘事項に当たらないものをいう。ただし、内容が軽微なもので、予備調査時における事務局職員による指導で足りると認められるものを除く。

3 検討指示事項

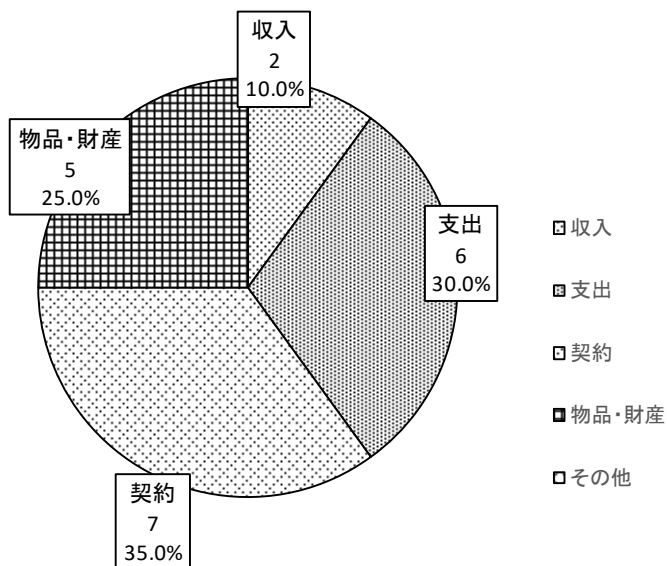
検討指示事項は、法令の趣旨や制度の運用実態などから、事務事業を適正かつ効果的に実施するうえで、今後、検討が必要と判断されるものをいう。

2 指導注意事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政 策 部 ・ 出 納 局	1	2	1	1		5
総 務 部						
危 機 管 理 総 局						
環 境 森 林 部			2	1		3
健 康 福 祉 部		1	1			2
商 工 労 働 部		1	1			2
交 流 推 進 部			1			1
農 政 水 産 部						
土 木 部			1	1		2
各 種 委 員 会 ・ 議 会						
教 育 委 員 会		2				2
公 安 委 員 会	1			1		2
公 営 企 業	病 院 局			1		1
	下 水 道					
合 計	2	6	7	5	0	20

図 指導注意事項の内訳（区分、件数、構成比）



(ア) 収入(証紙を含む。)

(単位 件)

調定	証紙	帳簿整理	収納	その他	計
0	1	1	0	0	2

(イ) 支出

(単位 件)

予算執行	職員手当	旅費	報酬	その他	計
1	0	1	1	3	6

(ウ) 契約(工事を含む。)

(単位 件)

検査・監督	契約締結	仕様書	予定価格	契約額	その他	計
2	3	0	2	0	0	7

(エ) 物品・財産

(単位 件)

帳簿整理	財産管理	物品管理	その他	計
0	2	2	1	5

(オ) その他 (単位 件)

団体検査	その他	計
0	0	0

3 検討指示事項の内容別内訳（総括表）

（単位 件）

部 局 名	収入	支出	契約	物品・財産	その他	計
政 策 部 ・ 出 納 局						
総 務 部						
危 機 管 理 総 局						
環 境 森 林 部						
健 康 福 祉 部						
商 工 労 働 部						
交 流 推 進 部	1					1
農 政 水 産 部						
土 木 部						
各 種 委 員 会 ・ 議 会						
教 育 委 員 会	1			1		2
公 安 委 員 会						
公 営 企 業	病 院 局					
	下 水 道					
合 計	2	0	0	1	0	3

4 指導注意事項の具体的内容(20 件)

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
政策部・出納局 収入 支出 契約 物品・財産	ア 昨年度指導していたにもかかわらず、現金受払簿への登記が漏れているものが1件あった。(県立ミュージアム) ア 緊急払の理由書について、支払手続を誤解したまま、会計管理者あてに提出したものがあった。(政策課) イ 補助金について、交付決定が遅延し、かつ、交付決定日を誤っているものが1件あった。(瀬戸内国際芸術祭推進課) ア 業務委託契約において、契約書に定める日までに実績報告書が提出されておらず、かつ、全額を概算払いしているにもかかわらず多額の戻入が発生しているものがあった。(文化振興課) ア 県有自動車2台について、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める6ヶ月法定点検をしていなかった。(瀬戸内国際芸術祭推進課)	ア 直ちに現金受払簿への登記及び修正を行った。今後は、納付書作成時の現金受払簿との照合確認を徹底する。 ア 緊急払に限らず会計規則や出納事務の手引を十分確認して、支払手続をするよう職員に周知徹底した。今後は適正な処理に努める。 イ 補助金に係る事務の流れを一覧にし、職員に周知した。今後は、適正な事務処理に努める。 ア 事務局予備調査終了後、直ちに委託先に実績報告書を提出させた。今後は、期日までに確実に提出するように、委託先への指示及び確認を徹底する。また、できるだけ戻入が発生しないよう、契約内容の変更を検討する。 ア 今後は、法定点検の時期を車歴カードに明記し、遅滞なく法定点検を実施する。
総務部	該当事項なし	該当事項なし
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部 契約	ア 文献利用料契約について、消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う変更契約を行っていなかった。(環境保健研究センター) イ 業務委託に係る契約について、契約書の作成が4か月以上遅延し、かつ、仕様書に不備があるものが1件あった。(みどり保全課)	ア 直ちに契約内容を見直し、令和6年度の契約に反映させた。今後は、契約書等の関係書類に基づいて調定を行うよう徹底する。 イ 今後は、契約の相手方の決定後、速やかに契約書を作成する。また、仕様書については、契約の履行に必要な事項を漏らさず記載するよう徹底する。

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
物品・財産	ア フロン回収・破壊業務について、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に定める書類の交付及び受領をしていなかった。（環境保健研究センター）	ア 直ちに法に定める書類の交付及び受領を行った。今後は、関係法令を確認の上、適正な執行に努める。
健康福祉部		
支出	ア 資金前渡の精算について、受領印欄に押印が無い領収書が1件あった。（さぬき動物愛護センター）	ア 直ちに債権者から領収書の受領印欄に押印を受けた。今後は、領収書を受領する際に不備がないかどうかの確認を徹底する。
契約	ア 手洗い場設置工事について、香川県建設工事執行規則（昭和39年香川県規則第54号）等に基づいて執行したにもかかわらず、手続が適切に実施されていなかった。（さぬき動物愛護センター）	ア 今後は、香川県建設工事執行規則や香川県工事請負契約約款等を十分に確認するとともに、工事所管課にも確認の上、適正な執行に努める。
商工労働部		
支出	ア 高速道路を利用した県内旅費について、領収書を紛失していたものが1件あった。（高等技術学校）	ア 証拠書類の保管を適切に行うよう、職員に周知した。今後は、適切な管理を徹底する。
契約	ア 契約額が50万円を超える手数料について、予定価格調書を作成していないものが1件あった。（産業政策課）	ア 予定価格調書の作成について職員に周知した。今後は、会計規則や出納事務の手引等を十分に確認し、適正な執行に努める。
交流推進部		
契約	ア 委託業務について、成果報告書の未提出や検査調書の未作成など履行確認が不十分なものが散見された。（交流推進課（サミット閣僚会合推進室））	ア 直ちに検査調書の作成や事業報告書を提出させることにより、履行確認を行った。今後は、厳正な履行確認を徹底する。
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部		
契約	ア 新川逆流防止樋門等管理委託業務について、契約書等に定めた様式での報告がなされていなかった。（長尾土木事務所）	ア 今後は、契約書等に定められた内容を十分に確認した上で、履行確認を適正に行うよう、関係職員に周知徹底するとともに、受託者とも、契約書等に定められた報告様式及び内容等について再確認を行った。

部局別・内容別	指 導 注 意 事 項	措 置 の 状 況
物品・財産	ア 道路占用物について、占用許可更新申請書の提出がなかったにもかかわらず、誤って占用許可の更新をしているものが1件あった。(高松土木事務所)	ア 直ちに占用許可更新申請書の提出なしで更新をしていた占用許可と、それに伴う占用料の調定の取消しを行った。今後は、香川県道路占用規則等に基づき、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会 支出	ア 会場使用料について、予約取消しの連絡が遅れ、キャンセル料が発生したものが1件あった。(保健体育課) イ 不動産鑑定士に支払った鑑定手数料について、所得税を源泉徴収していないものが1件あった。(健康福利課)	ア 今後は、複数職員による予約状況等の情報共有を徹底し、適切な事務執行に努める。 イ 直ちに支出先の不動産鑑定士へ源泉徴収の不足分について納入通知を行い、収納した。今後は、会計規則や出納事務の手引きなどを十分に確認し、適切な執行に努めるとともに電子決裁における添付書類の確認を徹底し、再発防止に努める。
公安委員会 収入	ア 証紙収納について、貼付した証紙の確認を怠り、本来必要である金額より少ない金額で収納していた。(生活安全企画課)	ア 不足している金額分の証紙について、直ちに申込人から納付を受けた。今後は、証紙貼付書類を受理する際に、貼付された金額に誤りがないか、複数の職員による確認を徹底する。
物品・財産	ア 浄化槽について、法定検査を受けていないものが1件あった。(高松南警察署)	ア 工事のため使用休止中であった浄化槽について、直ちに使用再開の手続きを行い、令和6年1月に法定検査を受けた。今後は、使用再開の手続き等に漏れがないよう、工事所管課との情報共有及び相互確認を徹底する。
病院局 物品・財産	ア 郵便切手類受払簿について、受払の都度、物品出納命令者等による確認を行っていなかった。(丸亀病院)	ア 今後は、受払の都度の物品出納命令者等による確認を徹底する。
下水道	該当事項なし	該当事項なし

5 検討指示事項の具体的内容(3件)

部局別・内容別	検 討 指 示 事 項	措 置 状 況
政策部・出納局	該当事項なし	該当事項なし
総務部	該当事項なし	該当事項なし
危機管理総局	該当事項なし	該当事項なし
環境森林部	該当事項なし	該当事項なし
健康福祉部	該当事項なし	該当事項なし
商工労働部	該当事項なし	該当事項なし
交流推進部 収入	ア 香川県都市公園条例(昭和39年香川県条例第20号)に基づく占用許可において、同条例第12条に定める使用料の収納未済が生じていることから、占用開始までに使用料収納が確認できるよう、現在の許可手続きについて見直しを検討されたい。(交流推進課(サミット閣僚会合推進室))	ア 使用料前納のための日数を確保できるよう、許可申請書の早期提出を県ホームページ等で周知を行う予定である。
農政水産部	該当事項なし	該当事項なし
土木部	該当事項なし	該当事項なし
各種委員会・議会	該当事項なし	該当事項なし
教育委員会 収入 物品・財産	ア 通信制課程の受講料について、徴収時期及び取扱いの適切な対応を検討されたい。(高松高等学校) ア 前年度まで複数年にわたって指導していたにもかかわらず、警備委託業務の巡回警備において、校舎内の未施錠等が散見される状況が続いていることから、委託内容の見直しを含め、適切な校舎管理のための具体的方策を検討されたい。(高瀬高等学校)	ア 通信制課程の受講料については、入学式又は始業式に徴収することとし、領収書を交付するとともに、翌金融機関営業日に納付することとした。 ア 点検結果を教頭が日報で職員周知し、指摘箇所の責任者(部活顧問等)への注意喚起及び生徒へ指導を行っている。職員会議では集計データを示し、校舎施錠のポイントを改めて周知している。警備の長期継続契約が今年度末に終了予定であり、新たな契約に向けて内容を検討しているところである。

部局別・内容別	検 討 指 示 事 項	措 置 状 況
公安委員会	該当事項なし	該当事項なし
病院局	該当事項なし	該当事項なし
下水道	該当事項なし	該当事項なし

Ⅱ 財政援助団体等の監査

1 財政援助団体等の監査

地方自治法第199条第7項の規定により必要に応じて監査を実施することができる財政援助団体等については、所管部局の定期監査時に、当該団体等に対する所管部局の検査が適切に行われているか否かを確認するほか、適宜、監査の対象とするものを抽出して、監査を実施することとしている。

2 監査方針

監査の対象となるものが極めて多数に上るため、監査を実施する財政援助団体等は一定の基準を定めて抽出し、また、県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人を重点的に監査することとしている。

3 令和5年度実施の監査（令和4年度対象）

(1) 監査実施団体（20団体）

No.	団 体 名	種 別
1	（公財）吉野川水源地域対策基金	出資
2	（公財）香川県国際交流協会	出資 指定管理
3	（公財）かがわ水と緑の財団	出資 指定管理
4	（公財）かがわ健康福祉機構	出資 補助 指定管理
5	（公財）香川県身体障害者団体連合会	出資
6	（公財）香川いのちのリレー財団	出資
7	（公財）香川県食鳥衛生検査センター	出資
8	（公財）香川県生活衛生営業指導センター	出資 補助
9	（公財）香川県児童・青少年健全育成事業団	出資 指定管理
10	（公財）明治百年記念香川県青少年基金	出資
11	（公財）高松観光コンベンション・ビューロー	出資
12	（公財）香川県下水道公社	出資
13	（公財）香川県暴力追放運動推進センター	出資
14	（一財）かがわ県産品振興機構	出資 補助
15	（学法）倉田学園	私学補助
16	（学法）瀬戸内学院	私学補助
17	瀬戸内国際芸術祭実行委員会	補助
18	（社福）香川県社会福祉協議会	補助
19	香川県造園事業協同組合	指定管理
20	四電工・シンコースポーツグループ	指定管理

(2) 監査の結果と措置の状況

令和5年度に実施した財政援助団体等の監査の結果及び知事から報告のあった措置の状況は次のとおりであり、指摘事項が1団体1件、指導注意事項が4団体4件、検討指示事項が1団体2件あったほか、公表を伴わないが、文書を交付した軽微な指導事項が4団体7件あった。

監査対象団体に係るもの

団 体 名	監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
公益財団法人吉野川水源地域対策基金	指導注意事項	令和4年度吉野川水源地域対策基金交付金について、事業者からの請求書を受理する前に支出しているものがあった。	今後は交付金について、事業者からの請求書受理後に支出するよう徹底する。
瀬戸内国際芸術祭実行委員会	指摘事項	業務委託契約書について、不適切な方法で契約金額を修正しているものがあった。	契約金額等の契約に関する重要事項については、訂正によらず、契約書を作り直さなければいけないことを含め、適切に契約事務を行うよう職員に直ちに周知徹底した。
	検討指示事項	毎年度の事業及び財務に関する情報について、県が定める「外郭団体の運営等の指導に関する指針」を参考にして、一層の情報公開に向けて検討する必要がある。	現在、毎年度末の実行委員会総会資料により、当該年度の事業報告、次年度の事業計画及び収支予算について公開しているところであるが、令和5年度決算から、より詳細な決算関係書類(貸借対照表、収支計算書等)を芸術祭公式ウェブサイト内に掲載する。
		瀬戸内国際芸術祭の開催後に余剰金が生じた場合、関係者と情報共有した上で、その後の対応について検討する必要がある。	芸術祭2025取組方針に、芸術祭2025終了後の余剰金見込額は令和8年度以降の作品維持管理に充てることを明確に記載して、令和6年3月26日の実行委員会総会で承認を得た。

団 体 名	監 査 の 結 果		措 置 の 状 況
学校法人 瀬戸内学院	指導注意 事項	収納された金銭の預け入れが、大幅に遅延しているものが散見された。金銭の預け入れについて、経理規程と運用の整合性を図られるよう検討されたい。	収納金銭の預け入れについては、庶務担当者が金銭を受領後速やかに金融機関に預け入れるよう努めており、また、経理規程と運用の整合性を図るため、令和6年3月の理事会において経理規程を改正した。
公益財団法人かがわ水と緑の財団	指導注意 事項	消耗品費の支出について、意思決定をする前に資金前渡の手続を行っていた。（香川県公渕森林公園）	今後、不適切な会計処理とならないよう、物品購入時には、まず文書での購入の意思決定を経たうえで、資金前渡手続きを行うこととする。 併せて、今回の事案を職員間で共有し、適切な会計処理を徹底するよう周知した。
公益財団法人香川県下水道公社	指導注意 事項	定款の変更について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく行政庁への届出をしていなかった。	直ちに定款変更届出書を県に提出した。 今後、定款の変更があったときは、遅滞なく、その旨を県に届ける。

Ⅲ 住民監査請求に基づく監査

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度中に 3 件の住民監査請求があった。請求を受理し、監査を実施した結果、請求に理由がないものとして棄却し、これを公表した。個別外部監査契約に基づく監査はなかった。

住民監査請求に基づく監査の状況（令和 5 年度）

No.	請求内容	却下	棄却	勧告	取下
1	県議会議員の議員派遣に係る支出を差し止める措置・勧告を求める事案について (令和 5 年 8 月 28 日付け)		○		
2	香川県議による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）の中止を求める事案について (令和 5 年 9 月 21 日付け)		○		
3	香川県知事及び随行者による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）の費用の減額を求める事案について (令和 5 年 10 月 6 日付け)		○		
計 3 件		—	3 件	—	—

棄却した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No. 1 県議会議員の議員派遣に係る支出を差し止める措置・勧告を求める事案について	
1	請求の要旨 香川県議会議員らにより、多人数である必要性は何ら認められないにもかかわらず、7 名（請求当時）の議員を高額の公費を支出して南米及び北米に議員派遣しようとしている。本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、この支出を差し止める措置・勧告を求める。
2	監査の結果 本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。 （１）監査の視点 海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が本来の目的と全く関連性がない場合など、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件の海外派遣がそれに当たるか否かについて常に考慮しつつ、請求人の主張について、検討を行う。 （２）派遣目的の妥当性 議長からの説明及び国際課から公表された資料に基づき検討したところ、本件訪問団の派遣目的は、ブラジル外 2 か所の海外県人会等との友好交流推進等を図るものであり、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。 したがって、本件派遣目的については違法又は不当なものであるとはいえない。 （３）議会における審議 本件派遣については、「議員の海外派遣取扱要領」に基づき、令和 5 年 6 月 12 日の議会運

営委員会で承認を得た後、令和5年7月10日の県議会で、議員派遣の件として派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、植田真紀議員及び樫昭二議員から反対討論がなされた後、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえず、請求人の主張は採用できない。

（４）派遣計画の妥当性

議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、まず、ハンティントン財団庭園への訪問については、昨年7月に南カリフォルニア香川県人会会長を介して、本年秋頃に本県から代表団を派遣して貰いたい旨の要請を受けている中、同地が南米の記念行事への出席の際の経由地であることから、別々の時期に訪問するのではなく、南米の記念行事に併せて訪問することが、より経費の節減に資すると判断したものであるとの議長の説明は、一定の合理性があると考えられる。

また、請求人が主張する行程については、11月11日（土）から同月17日（金）までの訪問予定先、施設の内容、行動計画等を確認したところ、いずれも、県人会会員との交流や、県人を含む日系人の歴史及び現状等についての知識の深度化、本県の情報発信や県産品の展開等に係る活動等が予定されており、単なる見物が計画されているものとは認められない。

したがって、交流が予定されている訪問先については、それぞれ合理的な目的を有するものであって、かつ、全体としても友好交流等に資するものであると考えられることから、本件の派遣計画は派遣目的に沿ったものであり、違法又は不当なものではない。

（５）派遣費用の妥当性

議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、まず、一人当たりの派遣費用が263万円となることについては、議長からの説明のとおり、7月10日以後、実際に精査が行われ、金額が見直されたこと等を踏まえれば、請求人の指摘する263万円は、あくまでも旅行会社の見積もりによる概算であり、実際に必要とされる金額とは異なっていることから、当該金額に関しては、その違法又は不当について判断する必要性は認められない。

次に、見直し後の一人当たりの派遣費用が約188万円となることについては、ホテル選定において各国県人会の推薦を受けたホテルとした上で、等級をスタンダードとしたことなどによる精査の結果であると認められる。また、平成28年及び令和元年の海外派遣を前提にすると、現在の為替レートが概ね1.3～1.4倍になっており、それに応じて円建ての金額が高くなることを考慮すれば、見直し後の派遣費用の金額について一定の合理性が認められることから、今回精査した結果示された一人当たりの派遣費用については、違法又は不当なものではない。

（６）派遣人数の妥当性

議長からの説明に基づき検討したところ、議会は、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を海外に派遣することができると解されており、派遣する議員の数についても議会の裁量が認められるというべきであるところ、過去の同様の記念式典等の派遣実績や記念式典等の出席者数とのバランスを考慮し、派遣の実を上げるため、派遣人数を決定したとのことであり、実際に平成20年度以降の周年行事参加状況と比較すると、極端に多いというものではなく、合理性がないとはいえない。

こうしたことから、派遣人数が当初8名であったこと、また、現時点で6名となっていることについて、違法又は不当なものではない。

棄却した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No.2 香川県議による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）の中止を求める事案について

1 請求の要旨

香川県議が池田知事に同行してブラジルなど3カ国を訪れる予定の旅行には、「友好親善を図るため」と称し、議員一人あたり約188万円の支出を予定しているが、平成29年制定の海外派遣取扱要領に定める「旅費1人当たり100万円程度」とした規定の約1.9倍となっており、地方財政法に反し違法である。香川県議による違法・不当な海外旅行を直ちに中止する様に、香川県知事及び香川県議会に勧告をして頂きたい。

2 監査の結果

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

（１）監査の視点

海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が本来の目的と全く関連性がない場合など、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件の海外派遣がそれに当たるか否かについて常に考慮しつつ、請求人の主張について、検討を行う。

（２）派遣費用の妥当性

議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、一人当たりの派遣費用が約188万円となることについては、ホテル選定において各国県人会の推薦を受けたホテルとした上で、等級をスタンダードとしたことなどによる精査の結果であると認められる。また、平成28年及び令和元年の海外派遣を前提にすると、現在の為替レートがおおむね1.3～1.4倍になっており、それに応じて円建ての金額が高くなることを考慮すれば、派遣費用の金額について一定の合理性が認められることから、今回精査した結果示された一人当たりの派遣費用については、違法又は不当なものであるとはいえない。

（３）派遣目的の妥当性

議長からの説明及び国際課から公表された資料に基づき検討したところ、本件訪問団の派遣目的は、ブラジル外2か所の海外県人会等との友好交流推進等を図るものであり、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものと考えられることから、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

したがって、本件派遣目的については違法又は不当なものであるとはいえない。

（４）派遣計画の妥当性

議長からの説明及び議長声明に基づき検討したところ、11月11日（土）から同月17日（金）までの訪問予定先、施設の内容、行動計画等を確認したところ、いずれも、県人会会員との交流や、県人を含む日系人の歴史及び現状等についての知識の深度化、本県の情報発信や県産品の展開等に係る活動等が予定されており、単なる見物が計画されているものとは認められない。

したがって、交流が予定されている訪問先については、それぞれ合理的な目的を有するものであって、かつ、全体としても友好交流等に資するものであると考えられることから、本件の派遣計画は派遣目的に沿ったものであり、違法又は不当なものであるとはいえない。

棄却した住民監査請求の概要は、次のとおりである。

No.3 香川県知事及び随行者による違法・不当な海外旅行（ブラジル等の訪問団派遣）の費用の減額を求める事案について

1 請求の要旨

香川県知事及び随行者は、ブラジル等3カ国を訪れる予定になっているが、知事の旅費等の減額及び随行者を2名にして、費用を減額すべきである。先月提出した監査請求書（香川県議による違法・不当な海外旅行を直ちに中止する様に求めた）と合わせて、香川県知事に適切な措置を取る様に勧告をして頂きたい。

2 監査の結果

本件請求は、理由がないものと認め、棄却する。

（１）監査の視点

本件請求に係る監査を行うにあたっては、知事の旅費等の訪問費用の妥当性及び随行人数の妥当性の2点について、違法又は不当であるかどうかを検討することとする。

（２）訪問費用の妥当性

知事からの説明に基づき検討したところ、知事の訪問費用199万円は、議員の費用188万円に比べて11万円高いものとなっているが、この差額は主として宿泊代、具体的には、知事の宿泊が協議用ソファークロウの仕様となっていることによるものと考えられる。知事を利用する部屋については、令和5年6月香川県議会定例会において、緊急の協議やオンライン打合せの活用も想定し、一定のスペースが要ると考えている、との知事答弁がなされているところ、知事の職務等をかんがみれば、不測の事態に備え、協議、打合せ等を行える部屋を確保することについては、一定の合理性があると考えられる。

したがって、知事が議員とは異なる仕様の部屋に宿泊することによって訪問費用に11万円の差額が生じることについては、一定の合理性があるものと認められ、加えて、議員の派遣費用である188万円については、既に違法又は不当なものであるとはいえない、と判断を示していることから、199万円の知事の訪問費用については、違法又は不当なものであるとはいえない。

（３）随行人数の妥当性

知事からの説明に基づき検討したところ、本件訪問の随行者の人数は、特段、過剰であるとは言えず、随行者の内訳が国際課職員2名、議会事務局職員2名であることについても、それぞれ役割が決まっているうえ、危機管理の観点からは一定の合理性があると考えられることから、本件訪問にかかる随行人数は訪問目的及び訪問計画に沿ったものであり、違法又は不当なものであるとはいえない。

Ⅳ 包括外部監査

1 包括外部監査制度の概要

地方自治法第252条の36第1項及び第252条の37第1項の規定により包括外部監査は、毎会計年度、知事（担当課：人事課）と外部監査人との間で契約を締結し、財務監査の範疇で特定の事件（テーマ）について外部監査人が自ら選択し監査するものである。

2 令和5年度の状況

令和5年度包括外部監査については、山崎泰志外部監査人により「観光に関連した事業に関する財務事務の執行について」をテーマに政策部及び交流推進部に対して監査が実施され、外部監査人の求めに応じ当該監査の事務に協力した。監査の結果、指摘事項は6件、意見は34件であり、外部監査人からの報告書の提出を受けて、これを公表した。

また、結果（指摘・意見）を受けて講じた措置については、知事から通知があり、令和6年10月に公表した。内容は次のとおりである。

【指摘事項】

番号	項目	内容
1	物品購入に係る単独随意契約の決裁手続	かがわ国際会議場同時通訳設備用機器の購入契約（契約金額：5,775千円）は、単独随意契約で発注が行われている。県では本契約で単独随意契約が認められる根拠として、「単独随意契約理由の分類と説明について（通知）」（平23.3.23 出納局長通知）に記載された単独随意契約によることやむを得ないと認められるケースに該当するためとの説明をしているが、そもそもこの局長通知は業務委託契約に係る取扱いを定めたものであり、物品の購入契約に適用されるべきものではない。 単独随意契約に係る決裁を制度趣旨に則って厳格かつ適切に行うためには、局長通知の類推適用等の拡大解釈を行ってはならず、単独随意契約の必要性についてより丁寧な説明と、より厳格な審査が必要である。 具体的には、香川県会計規則第184条第7号及び第186条に基づき、①購入する物品の性質又は目的が競争入札に適しないという点、及び②2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認められる点を、十分に説明・文書化し、これを厳格に審査することを通じて、単独随意契約の締結がやむを得ないと判断することが必要であったと考えられる。
	講じた措置等	単独随意契約を行う場合には、その必要性について、より丁寧な説明を起案文書に記載するとともに、その説明の記載の有無も含めた厳格な審査を行うこととした。 今後、本件のような事案に当たっては、御指摘のとおり、①購入する物品の性質又は目的が競争入札に適しないという点、②2人以上の者から見積書を提出させることが困難又は不相当と認められる点など、単独随意契約の締結がやむを得ないと判断した理由について、正確で丁寧・十分な説明を記載するとともに、厳格な審査を通じて、単独随意契約の制度趣旨に則った事務執行に努めることとした。

番号	項目	内容
2	委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示	業務委託した発注先がその業務の一部を再委託する際は、受注者は県に業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面（以下「承諾願」という。）を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。特に瀬戸内国際芸術祭 2022 案内所運営等業務に係る業務委託において実施された再委託については、県として再委託の金額すら把握されていなかった。 県の契約書では業務の全部又は主たる部分を第三者に再委託することは禁止されている。これは、県による業者選定プロセスの形骸化を防ぎ、選定した委託事業者による業務の適正な履行を確保するためと考えられる。こうした趣旨をふまえ、再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、例えば国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付財計第 2017 号）において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載し、当該金額も踏まえて再委託の承諾の可否を判断する必要がある。 なお、再委託の承認において再委託金額を踏まえて決裁する手続きへの見直しは、全庁的な対応が必要な事項と考えられる。
	講じた措置等	出納局が発出した令和 5 年 12 月 26 日付け 5 出納第 203282 号「業務委託契約における再委託の承諾について（通知）」を受け、令和 6 年度から再委託金額も踏まえ、再委託の承認可否の判断を行っている。
3	文化資源活用事業費補助金の補助対象経費の適用誤り	粟島海洋記念館の耐震改修工事等に係る実施設計業務の委託（33,627 千円）について、当初、県では設計業務に係る費用の全額が国庫補助金（文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業））の対象経費になると認識し、予算計上もその前提で行っていた。その後、一部の業務（保存工事に係る設計業務：4,506 千円）が補助対象外であることが判明し、結果として国からの補助金が当初予算より減額されたため、不足した財源を一般財源から支出するために、予算流用による財源振替を実施している。 適切な予算案の策定のためにも、国庫補助金の補助対象経費の範囲については事前に十分確認し、補助金の概要を熟知したうえで、補助金申請を実施する必要がある。
	講じた措置等	補助金等の交付申請をしようとする際には、補助金交付要綱等を十分確認し、補助金の対象経費の範囲や条件を事前に確認して詳細を把握することとした。 また、今回のような文化財に係る補助金交付申請に際しては、専門家の助言も必要になることから、生涯学習・文化財課や文化庁にも不明な点を確認するよう連携体制を構築し、既にそのとおり運用しているところである。

番号	項目	内容
4	補助対象事業で仕入税額控除された消費税等の返還手続きに係る仕組みの導入	補助金の交付を受けた事業者が補助対象事業の支払いに際して支出した消費税等のうち、申告によって仕入税額控除された額については県へ返還を求めるよう補助金の交付要綱等で定めを設けることが求められるが、「香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱」を確認したところ、そうした定めは設けられていなかった。 本補助金については、その交付先の事業者である公益社団法人香川県観光協会が補助金対応経費等に係る消費税等について仕入税額控除していなかったため、補助金の返還が必要となるような状況とはなっていなかったものの、事業者が実質的に負担しない額について補助金が交付されたままとならないよう、補助金の交付要綱において補助金の返還手続きを明記することが必要である。
	講じた措置等	令和6年4月に「香川県観光振興対策推進事業費補助金交付要綱」の第4条及び第11条を改正し、補助金の返還手続きに関する項目を追記した。
5	委託業務を再委託する際の承諾願における再委託金額の明示	業務委託をした発注先がその業務の一部を再委託する際は、受注者は県に事務局運営業務委託契約書第7条第2項の規定による承諾を求める書面（以下「承諾願」という。）を提出することになっているが、この承諾願に再委託の適否を判断するための重要な情報である再委託金額の記載が求められていない。特に県内宿泊等促進事業に係る業務委託において実施された再委託については、県として再委託の金額すら把握されていなかった。 再委託が適切であることを十分な情報をもって判断するためには、国の運用ルールとして財務大臣通知「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）において明記されているように、承諾願に予定する再委託金額も記載し、当該金額も踏まえて再委託の承諾の可否を判断する必要がある。 なお、再委託の承認において再委託金額を踏まえて決裁する手続きへの見直しは、全庁的な対応が必要な事項と考えられる。
	講じた措置等	出納局が発出した令和5年12月26日付け5出納第203282号「業務委託契約における再委託の承諾について（通知）」を受け、令和6年度から再委託金額も踏まえ、再委託の承認可否の判断を行っている。

番号	項目	内容
6	事業実施の成果が事業目的に適合しない事業（体験料割引キャンペーンのクーポン利用者属性）	「新しい観光スタイル推進事業」では、県が公益社団法人香川県観光協会に補助金を交付し、公益社団法人香川県観光協会はこれを原資として株式会社リクルートに業務委託を行っている。その目的は、日帰りが多い本県観光客に対し、2泊3日以上滞在型観光を推進しようとするものである。 本事業の一環として株式会社リクルートを通じて県内の施設等を半額で利用できるクーポンを配布しているが、実際には当該クーポンを利用した64%が香川県在住者で、30%超のクーポンが高松市内のスーパー銭湯で利用される結果となってしまうている。つまり、クーポンの大部分が旅行者による観光目的での利用ではなく、香川県在住者によるレクリエーション目的での利用であったと推察され、結果として事業目的に適合した使われ方となっていない。 効果的な事業が実施されるためには事業実施の成果が事業目的に適合したものとなる必要があり、制度設計について今後の見直しを含め十分留意すべきである。県としても公益社団法人香川県観光協会と十分な連携を取りながらそうした指導・助言を行っていくことが必要と考えられる。 なお具体的な制度設計の見直し方法としては、例えば体験料割引キャンペーンのクーポンの利用対象を県外在住者に限定すること等が考えられる。
	講じた措置等	当該事業は、令和5年度で終了したものであるが、今後、同様の事業を実施する際には、事業目的に適合し効果的な事業実施が図られるよう取り組む。

【意見】

番号	項目	内容
1	瀬戸内国際芸術祭実行委員会の財務内容に関する情報公開の充実	瀬戸内国際芸術祭実行委員会の財務内容については、瀬戸内国際芸術祭が開催される3年毎に過去2年分の収支決算と最終年度の収支決算見込みがホームページに掲載されるのみであり、確定した決算内容が適時に開示されないだけでなく、公開されている確定決算と内部で最終承認された決算数値とが一致していない年度がある等、その情報の正確性にも問題がある。またこうした収支決算書（又はその見込み）は、何らかの会計基準に準拠して作成されたものとなっていない。さらにホームページ上の所在場所もすぐには見つけにくい場所への掲出となっている。 瀬戸内国際芸術祭実行委員会の実施する事業の公益性・公共性等を勘案すると、財務内容についてより透明性を確保することが求められると考えられる。財務内容の開示に関する体制の充実について、県としてもより積極的に瀬戸内国際芸術祭実行委員会に意見することが望ましい。 具体的には、財政援助団体等の監査での指摘の通り、公益法人会計基準に準拠した会計処理及び決算書の作成と、公益法人に準じた情報公開、特にホームページ上でのわかりやすい公開の方法等を検討することが望まれる。なお、収支決算書は公益法人会計に基づく決算書ではないものの、必要であればその作成基準を明確にした上で（例えば社会福祉法人会計基準や学校法人会計基準等に準拠した収支計算書として）作成すること等が考えられる。
	講じた措置等	令和5年度決算から、実行委員会総会の議決等を経て確定した決算関係書類を公開することとし、貸借対照表及び正味財産増減計算書を実行委員会のホームページに掲載することとした。
2	瀬戸内国際芸術祭実行委員会の繰越金に関する取扱いの明確化	収入の約3割が県からの支出で賄われている瀬戸内国際芸術祭実行委員会には、令和5年3月末で278,744千円の繰越金が存在するが、残余財産の帰属は「総会で決定する」と会則で規定されているだけで、具体的には明確になっていない。また公共性・公益性の高い団体として当該繰越金を解消する計画等もなく、予算は策定されているものの瀬戸内国際芸術祭が開催される都度瀬戸内国際芸術祭開催事業費の繰越金が増加している状況である。県民財産が有効かつ効果的に支出されるためには、繰越金の最終的な帰属や使途（繰越金の解消計画）、あるいは繰越金が生じた場合の次年度の負担金との関係等を県としても瀬戸内国際芸術祭実行委員会と十分協議し、これらを明確にしておくことが望ましい。 具体的には、残余財産の帰属方法についてあらかじめ瀬戸内国際芸術祭実行委員会内で取り決めて会則で明らかにしておくように県として働きかけることや、繰越金についてはより厳密な予算策定によってなるべく増加しないように他の収入（負担金等）をコントロールすること、あるいはそれでも生じた繰越金についてはその使途計画を明確に策定することを県から働きかけること等が考えられる。

番号	項目	内容
	講じた措置等	芸術祭 2025 取組方針において、芸術祭終了後に生じる繰越金については、既存作品の維持管理費に充当することを明確に記載し、令和 6 年 3 月 26 日に開催した実行委員会総会において承認を得た。
3	負担金支出に関する手続の整理	瀬戸内国際芸術祭実行委員会負担金 134,783 千円の支出に関する執行何は、令和 4 年 6 月 1 日付で決裁されているが、県が瀬戸内国際芸術祭実行委員会に対して当該負担金を支出すること自体はそれより前に決定しているように見受けられ、結果としてこのような多額の支出が手続上は事後承認となっている。 この点については、そもそも負担金支出に関する県の決裁手続について整理が必要と考えられる。負担金には、研修会への参加費や会費、利用料等を支出目的とする負担金とは別に、本件のような負担金、すなわち特定の事業を行う団体に対してその事業費の一部を負担する目的で支出する負担金がある。前者と比べて後者のような負担金は 1 件あたりの額も多額で、額の決定方法も複雑である。にもかかわらず、現行ルールは前者のような研修会等に係る少額な負担金の決裁を前提としたものとなっており、当該ルールを後者のような多額かつ複雑な負担金の決裁においても適用している点に無理がある。 例えば補助金の場合はより厳格な決裁手続きが定められている。団体が実施する事業に対する多額な県費の支出という点で、負担金と補助金は似た性質を有しながら、現行ルールでは負担金の支出が補助金と比べてより簡便な手続きで行えてしまっている。適切な決裁体制の整備という観点からは、負担金の支出に際しても補助金等と同水準の決裁体制を整備し、事前承認が行える体制となるよう、全庁的に対応することが望ましい。 具体的には、負担金支出団体の事業内容、計画や実績、事業に要する経費の額等を適切に確認した上で、県としての支払債務が確定する前に負担金支出が決裁されるようなルールを構築すること等が考えられる。
	講じた措置等	特定の事業を行う団体に対する一部の負担金について、県の支払債務が確定する前に負担金支出に関する意思決定を決裁するための「施行伺」の作成を義務付けることとした。 「負担金の支出手続の見直しについて」（令和 6 年 8 月 5 日出納局審査課長通知）を発出し、令和 7 年 4 月 1 日以後に支出する負担金から適用する。

番号	項目	内容
4	業績評価のための指標の設定	瀬戸内国際芸術祭推進事業では業績評価のための指標が設定されていない。本事業は多額の県費が支出された事業であり、観光・地域活性化、文化芸術振興の両面において県の極めて重要な施策として多面的な効果を高い水準で期待されている施策と言える。このように特に重要な事業であるからこそ、取組の進捗状況を定量的に評価し、事業の見直しや改善を適宜行うことで効果的・効率的かつ経済的な事業の推進が求められる。そのためには、業績評価の指標の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。 なお、具体的な業績評価のための指標としては、例えば瀬戸内国際芸術祭の来場者数、香川県民意識調査等のようなアンケートによる瀬戸内国際芸術祭の県民（もしくは離島民）からの評価（瀬戸内国際芸術祭の開催によって活気が出たかどうかのアンケートで活気が出たと回答した人の割合）等、本事業の多面的に期待される効果を踏まえたいくつかの指標を組み合わせること等が考えられる。
	講じた措置等	芸術祭 2025 取組方針の中に、経済波及効果の推計等を行うことや住民等へのアンケート調査の実施、またそれらの評価・分析を行うことを明記し、事業の評価やさらなる改善に生かすこととした。
5	作品撤去時の手続の明確化	瀬戸内国際芸術祭実行委員会が所有する作品のうち、展示が終わって撤去されるものについては、売却等は行われず全て処分されているが、撤去されたものがその後完全に廃棄・処分されていることを、瀬戸内国際芸術祭実行委員会としては確認できていない。 作品は場所と一体となったものとして制作されており、撤去したものに作品としての価値はない、というのが瀬戸内国際芸術祭実行委員会の見解である。瀬戸内国際芸術祭の趣旨を鑑みればもっともであるが、一方で撤去後のものを欲しいと考える第三者がいないとも限らない。そのため、資産の横流し等の流用リスクを未然に防止し、撤去後のものの意図せぬ流通等で芸術祭の価値が毀損することを防ぐためにも、撤去後のものが完全に廃棄処分されたことを適切に確認することが望まれる。 具体的には、作品を撤去した場合にはこれが完全に処分されたことを業者からの廃棄証明等を入手することで確認することが考えられる。また金属類であればスクラップ等での売却が考えられ、さらには関係者が費用対効果等、諸般の事情を十分勘案・協議した上で、芸術祭の価値が損なわれないと判断される範囲で売却できれば、事業のより一層の充実のための原資確保ともなり得ると考えられる。
	講じた措置等	これまでも作品撤去時には職員が立会し確認を行ってきたところであるが、今後は廃棄物の撤去後の処分状況についてマニフェストを確認するなど、これまで以上に確認を徹底する。

番号	項目	内容
6	香川県コンベンション誘致対策事業補助金の有効性の評価	香川県コンベンション誘致対策事業補助金のうち、国内大会・学会に対する補助金の交付は、2日以上参加した県外からの出席者1人に対して300円もしくは800円（エクスカーション（大会等の主催者が計画し、県内において実施する視察旅行をいう。）参加の場合）として計算されており、当該算定基準は長年変更されていない。なお、令和4年度の補助実績では、国内大会・学会における補助対象事業費に対する補助率は0.5%であった。 県からは全国的にもトップクラスの助成額であるとの説明を受けているが、県外参加者1人につき300円もしくは800円という補助金の交付額や、補助対象事業費に対する補助率が0.5%という補助金が、果たしてコンベンション等を開催しようとする事業者にとってどこまで魅力ある制度に映り、数多くある候補地の中から香川県を選ぶインセンティブになり得ているのか、という点については、主催者等の意見を広く収集し、再度十分に検討する余地があるのではないかとと思われる。 本事業の有効性を適切に評価するとともに、コンベンション誘致を推進する方法についても今後十分に検討することが望ましい。 具体的には、現状行われている開催団体向けアンケート調査の結果を踏まえつつ、他の都道府県の制度との比較検討を行い、県として突出して特徴ある誘致活動を目指すこと等が考えられる。例えば現状の「コンベンションコンシェルジュ」（コンベンション主催者の開催サポートを担当するために公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローに配置されている要員）の機能を大幅に拡充し、県内各所との段取り・交渉や開催に至る諸手続きをワンストップで対応し、開催団体から見て「全国で一番開催に手間がかからない都道府県」となるような環境整備、あるいはそうした人材育成を行うことも有効な手段ではないかと考えられる。
	講じた措置等	香川県コンベンション誘致対策事業補助金については、令和7年度に向け、より効果的な国内大会・学会の誘致につながるよう、他県の制度も情報収集しながら、見直しを検討する。 また、今年度新たに、サンポート高松地区の施設関係者による連絡会議を立ち上げ、公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローにおける主催者支援のワンストップサービスの充実・強化方策について、サンポート高松地区の関係機関と連携しながら検討を開始した。

番号	項目	内容
7	県が出捐金を拠出した公益財団法人の資金運用方法の適切なモニタリング（外貨建て債券での運用）	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローは、運用資金の一部（243,492千円）を為替相場の変動による元本毀損リスクのある米国債等で運用している。同法人の資金運用規程では従来外貨建て債券での運用を認めていなかったが、令和5年3月31日に規程を改正し、一部の外貨建て債券のみ運用可能なルールに変更している。 同法人の運用の基本方針は資産価値の維持を図ることを旨としており、規程のその他の箇所でも原則として元本の安全性が高い商品での運用を求めている。今回の規程の改正で米国債等のみ保有できることとした点は、リスクに対する考え方が全体として整合性に欠けるように見受けられ、バランスのとれた規程とは必ずしもなっていないと思われる。 県は同法人に150,000千円の出捐金を拠出しており、これが基本財産として運用資金となっている。仮に同法人が適切な資金運用を行わず、運用の失敗等によって基本財産が著しく毀損すれば、県民財産の毀損や効果的・効率的な事業展開に支障を来す可能性もある。そのため、県でも同法人の資金運用ルールについてはより注意を払い、必要に応じて同法人に対して確認・意見する等、より積極的に関与していくことが望まれる。 確かに公益財団法人の資産運用については、元本毀損リスクの回避ばかりを重視するあまりインフレリスクに対応できていないという問題点も指摘されている。そのため、具体的にはまず資金運用の基本方針としてどのようなスタンスを取るかを法人として明確にし、その上で全体が当該スタンスと整合した規程となるよう、体系的な見直しを行うこと等が考えられる。
	講じた措置等	公益財団法人観光高松コンベンション・ビューローでは、安定的な資金運用を図るため、令和元年度から、同財団の理事・監事とも協議のうえ、米国債等による運用を行っており、令和5年度には、運用先を限定するため、運用先を米国債等に限る資金運用規程の改正を行っている。 県では、同財団に対し、理事会等への出席や各種監査の機会を通じて適宜その経営状況の把握に努めているところであり、引き続き、その資金運用について注意深く確認していく。

番号	項目	内容
8	県が出捐金を拠出した公益財団法人の資金運用方法の適切なモニタリング(預金保険対象金融商品での運用)	公益財団法人高松観光コンベンション・ビューローの資金運用規程では、預金については1金融機関10,000千円までの預入れとし、10,000千円を超える部分は決済用預金で保管する旨が規定されているにもかかわらず、令和5年3月期の決算書では1金融機関で60,000千円(運転資金も含めると76,231千円)の普通預金残高となっていた。預金については預金保険制度で保護される範囲で保有すべきという規程の趣旨に鑑みると、本来は10,000千円を超える額は当座預金等の決済用預金とすべきであった。 県は同法人に150,000千円の出捐金を拠出しており、また每期補助金等で資金を提供している。仮に同法人が適切な資金運用を行わず、運用の失敗等によって基本財産が著しく毀損すれば、効果的な事業展開に支障を来し、県民財産の毀損にもつながることから、県でも同法人の資金運用状況についてはより注意を払い、必要に応じて同法人に対して確認・意見する等、より積極的に関与していくことが望まれる。
	講じた措置等	公益財団法人高松観光コンベンションビューローに確認したところ、当該普通預金残高は、預金保険制度による全額保護の対象となる「決済専用型」という普通預金口座に保管しているとのことであった。
9	支出先団体の繰越金を十分考慮した負担金額の決定	負担金の支出先である香川県地域密着型スポーツ活用協議会の予算書・決算書を閲覧したところ、香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金は令和4年度末に9,636千円あった。ここ2年は減少傾向にあるとはいえ、過年度より継続的に計上されている状況である。 負担金として支出した県費の全てが有効に事業に活用され、無駄な県費の支出を生じさせないようにするためには、県の負担金支出額について繰越金の額を十分に考慮した上で決定することが望まれる。 具体的には、同協議会の次年度の予算策定のための協議に際して、前年度繰越金の額を十分に踏まえた予算となるよう、県としても積極的に関わっていくこと等が考えられる。
	講じた措置等	繰越額が大幅に増えた原因は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、事業が実施できなかったことによるものであるが、事業執行を踏まえた適正な負担金の算定を行うため、令和3年度から、県も含めた各構成団体の負担金額を減額した結果、令和5年度の繰越額は3,955千円と適正な水準に戻りつつある。 引き続き、適正な予算規模及び繰越見込額を踏まえた負担金額となるよう、構成団体と協議のうえ、的確な事業計画を策定していく。

番号	項目	内容
10	香川県地域密着型スポーツ活用協議会の繰越金に関する取扱いの明確化	収入の約7割が県からの支出で賄われている香川県地域密着型スポーツ活用協議会には、令和5年3月末で9,636千円の繰越金が存在するが、繰越金の最終的な帰属や配分方法等については規約等で明確になっていない。県民財産が有効かつ効果的に支出されるためには、繰越金の最終的な帰属や使途（繰越金の解消計画）、あるいは繰越金が生じた場合の次年度の負担金との関係等を県としても香川県地域密着型スポーツ活用協議会と十分協議し、これらを明確にしておくことが望ましい。 具体的には、残余財産の帰属方法についてあらかじめ香川県地域密着型スポーツ活用協議会で取り決めて会則で明らかにしておくように県として働きかけることや、繰越金についてはより厳密な予算策定によってなるべく増加しないように他の収入（負担金等）をコントロールすること、あるいはそれでも生じた繰越金についてはその使途計画を明確に策定することを県から働きかけること等が考えられる。
	講じた措置等	解散時の残余財産について、香川県地域密着型スポーツ活用協議会の会議で決定する旨、R6年6月の総会で規約を改正し、繰越金の最終的な帰属等を明確にした。 また、残余財産に負担金の未執行額が含まれる場合、原則、各構成団体の払込済負担金額に応じて分配する取扱いとした。 負担金額については、引き続き、適正な予算規模及び繰越見込額を踏まえた金額となるよう、構成団体と協議のうえ、的確な事業計画を策定していく。
11	地域密着型支援による応援機運醸成事業の事業目的と施設使用料補助事業の活動内容の乖離	香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している応援機運醸成事業のうちの施設使用料補助事業については、地域密着型スポーツチームのホーム公式戦の施設使用料を助成する事業であるが、当該事業内容は、地域密着型スポーツチームの応援機運を高めるという目的（ファンづくりのための支援）に適合しているとは必ずしも言い難い。 支出した負担金が事業目的に適合した事業に適切に活用されるように、県として香川県地域密着型スポーツ活用協議会に十分指導されることが望ましい。 具体的には、単なる試合運営費の助成とならないよう、事業目的である地域密着型スポーツチームのファン増加のための取組を各チームが実施することを条件として施設使用料を助成するといった仕組みとすること等が考えられる。
	講じた措置等	施設使用事業について、各チームのホーム公式戦会場において、地域密着型スポーツチームの応援機運の醸成に繋がる取組を行うことを、補助要件として追加し、補助金交付要領の改正を行った。 あわせて、事業内容について、地域密着型スポーツチームのファン増加に向けた取組みとなるよう、引き続き、確認を行っていく。

番号	項目	内容
12	県外情報発信事業の費用対効果	香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している県外情報発信事業とは、地域密着型スポーツチーム（香川オリーブガイナース（野球）、カマタマーレ讃岐（サッカー）、香川ファイブアローズ（バスケットボール）、香川アイスフェローズ（アイスホッケー））が、県外の公式戦において、香川県等の観光PR（補助金交付要綱であらかじめ定められたPR項目のうち2項目以上）を実施することを条件に、県外公式戦会場への遠征費用に必要な旅費の2分の1を補助金として交付する事業である。当該事業では、各チーム合計で21,248千円の補助金が交付されているが、実施されたPR活動内容を見ると、観光パンフレット等の配布や横断幕の設置等の簡易なものであり、支出に見合ったPR効果が見込めるかどうかは判断が難しいところであった。 予算の効果的かつ効率的な活用の観点からは、県としてより支出に見合った効果が期待できるようなPR内容への工夫と再検討を、香川県地域密着型スポーツ活用協議会に対して積極的に働きかけることが望まれる。
	講じた措置等	県外情報発信事業について、これまでの観光PR手法に加え、SNS等による発信を必須項目として追加し、補助金交付要領の改正を行った。 あわせて、こうした取組みの効果を確認できるよう、試合専用チャンネル等での映像配信の際、「うどん県」のロゴマークなど、本県のPRに関係する映像やSNS等の閲覧数を報告させるとともに、定量的に把握することで、より効果的なPRを働きかけていく。
13	県外情報発信事業の効果測定	香川県地域密着型スポーツ活用協議会が実施している県外情報発信事業について、PR実施による効果の測定が十分に行われていなかった。 本事業が効果的に行われたかどうかを定量的に把握することでPR項目の見直しや改善を継続的に実施し、事業の有効性や効率性をより高めていくためには、PR実施による効果を定期的に測定することが有用であり、この点について県としても香川県地域密着型スポーツ活用協議会に対してより積極的に働きかけることが望ましい。 具体的には、PR項目のどれとどれを実施した場合にどの位香川県の認知度や印象がアップしたか等についてアンケートを実施することや、こうしたアンケート自体を情報発信事業報告書への記載事項として追加すること等が考えられる。
	講じた措置等	県外情報発信事業について、これまでの観光PR手法に加え、SNS等による発信を必須項目として追加し、補助金交付要領の改正を行った。 あわせて、こうした取組みの効果を測定するため、試合専用チャンネル等での映像配信の際、「うどん県」のロゴマークなど、本県のPRに関係する映像やSNS等の閲覧数を報告させるようにした。

番号	項目	内容
14	魅力体験 DAY で実施するイベントの対象とするターゲットの設定及びその効果測定	県が地域密着型スポーツチームに業務委託して実施している魅力体験 DAY では、試合毎に様々なイベントを実施して県民の応援機運の醸成を図っている。魅力体験 DAY のイベントは数多く開催されているが、これらのイベントについて、全体としてターゲット（こういった層を対象としたイベントとするか）の絞り込みは特に行われていない。 より効果的な来場者数の増加等を期待する観点からは、イベント毎に対象とするターゲットを設定し、そのイベントによってどのような層（例えば家族連れ、その競技に取り組んでいる学生・生徒、シニア層、女性等）の来場者数増を狙うのかを明確にしたイベントとすることも一案と考えられ、こうした策についても検討することが望ましい。 具体的には、開催するイベントの一部についてターゲットを絞り込んだイベントとすることを仕様書に織り込むこと等が考えられる。なおその場合は、ターゲットとした来場者数を効果測定のための指標として把握することが重要であり、実績報告書にこれを含めることが考えられる。
	講じた措置等	「魅力体験 DAY」について、イベント名を「香川スポーツ×ファンキッズ DAY」と改め、若者や子育て層をメインターゲットとして、事業内容もターゲット層に合ったイベントとなるよう工夫して実施することとした。加えて、実績報告書にターゲット層の集客数（券種別の入場者数等）を記載させるようにした。
15	業績評価のための指標の設定	栗林公園活性化事業では、①春・秋のライトアップ事業、②南湖での和船周遊事業及び③庭師のガイドツアーの3つの事業を実施しているが、①については実施期間中の夜間入園者数、②については和船乗船者数の推移統計を取り、これらを業績評価の指標としているものの、③については業績評価のための指標が設定されていない状況であった。 取組の進捗状況を定量的に把握し、特に継続事業の場合は事業の見直しや改善を十分に行うことで効果的・効率的かつ経済的な事業の運営を果すため、業績評価のための指標を適切に設定することが望ましい。 具体的には、③についてはガイドツアー参加者数等を業績評価のための指標として設定すること等が考えられる。
	講じた措置等	庭師のガイドツアーについても、これまで開催ごとの参加者数を把握しているので、当該参加者数を業績評価のための指標と位置づけ、今後の業務改善に利用していくこととした。 また、参加者にアンケート調査を実施して満足度も把握し、あわせて満足度も業績評価のための指標と位置づける。

番号	項目	内容
16	プロモーション戦略の策定	県及び公益社団法人香川県観光協会は、観光に関して多くのプロモーションを実施することで本県の観光振興に貢献しているが、これらの多くのプロモーション活動の根幹となるべきプロモーション戦略が策定されていない。 限られた予算の中でより効果的かつ効率的なプロモーション活動を行うためには、旅行者に「何を」「どのように」伝えるのかという視点を持ったプロモーション戦略を策定し、この戦略に沿ってプロモーション活動を実施することが望ましい。 具体的には、県及び公益社団法人香川県観光協会が連携して観光庁の観光地域マーケティングガイドブック等を参考にプロモーション戦略を策定し、策定された戦略に基づいてプロモーションミックスの考え方を踏まえてプロモーション手法を整理・選択していくこと等が考えられる。
	講じた措置等	観光庁の「観光地域づくり法人 (DMO) による観光地域マーケティングガイドブック」等を参考に、プロモーションミックスの考え方を踏まえ、効果的・効率的なプロモーション活動に取り組む。
17	プロモーション効果の測定と PDCA サイクルによる改善・見直し	うどん県アート県ブランドプロモーション事業のような不特定多数を対象とする広告・広報活動にとって、ターゲットの「意識」や「行動」がどう変化したのかというプロモーション効果の測定は難しく、実際に本事業でも効果の測定は行われていない。 効果的かつ効率的なプロモーションを実施し続けるためには、プロモーションの効果を適切に測定することで PDCA サイクルを稼働させ、より効果的効率的なプロモーションとなるようにその手法等を継続的に見直し・改善することが重要であり、そのためには本事業においてもその効果を適切に測定できるようにすることが望ましい。 具体的には、これらを得意とするデジタルマーケティング事業（デジタルマーケティング観光誘客推進事業）を別途実施しているのであるから、当該事業と連携して効果の測定を行うこと等が考えられる。
	講じた措置等	デジタルマーケティング観光誘客推進事業は、令和5年度で終了している。このため、当事業と連携したブランドプロモーション事業の効果測定は困難であるが、効果的・効率的な事業の実施に向け、プロモーション効果を適切に測定する方法を検討する。

番号	項目	内容
18	業績評価のための指標の設定	公益社団法人香川県観光協会を通じて実施しているデジタルマーケティングによる観光誘客の施策では、SNSを中心に県をPRする動画や記事等を作成してこれを発信しているが、SNSで発信を行った後のサイト閲覧状況等、行動データに関して目標となるような業績評価のための指標が設定されていない。 デジタルマーケティングの特徴は、デジタル化の進展によって入手可能となった「ユーザーの行動データ」を分析し、データを基に最適な施策を繰り出していけるところにある。したがって、事業の有効性及び効率性をさらに高めていく観点からは、行動データを分析するとともにこれらについて業績評価のための指標を設定し、PDCAサイクルを適切に稼働させて継続的に業務の改善・見直しを行っていくことが望まれる。 具体的には、県と公益社団法人香川県観光協会が連携しながら、ターゲット層別の閲覧数やエンゲージメント率（ある投稿に対しどの程度エンゲージメント（「リツイート」、「いいね」、「リンク等のクリック」等）があったかを測る指標）等、SNSに投稿した記事等がターゲット層にどの程度閲覧され、評価されたのかについてのKPIを設定、分析結果をもとに事業の有効性・効率性を評価しながら次年度の施策の見直し・改善を行うこと等が考えられる。
	講じた措置等	SNS等のデータ解析及びKPIの設定を行い、毎月分析結果を検証し、改善しながら投稿するなどKPI達成のための取組みを行った。また、KPI等の分析結果を基に、令和6年度の施策見直し等を行った。
19	デジタルマーケティング運用結果報告書の専門用語の解説	県が公益社団法人香川県観光協会を通じて実施しているデジタルマーケティング誘客促進事業において、委託先の事業者からの実績報告書には、多数の広告業界の専門用語や略語が何ら説明されることなく使用されている。異動直後の県職員等、専門用語や略語を熟知しない者による利用も多く想定されており、事業の効率性の観点からは専門用語や略語については十分な説明が必要と考えられる。県としても公益社団法人香川県観光協会にこうした点を申し入れる等、効率的な事業運営に関して積極的な助言が望まれる。 具体的には、仕様書において専門用語・略語については十分な説明を付す旨を記載すること等が考えられる。
	講じた措置等	当該事業は、令和5年度で終了している。今後、同様の事業を実施する際には、仕様書において専門用語・略語は説明を付す旨、記載する。

番号	項目	内容
20	デジタルマーケティングによって得られたデータの統一的な蓄積・管理	デジタルマーケティングに係る諸施策の実施によって得られた様々な客観的データは、今後の施策の改善等の意思決定等を行う際に非常に有用なものとなるが、これらのデータを一元的に蓄積・管理する仕組みが構築されていない。 自地域の強みや課題は何なのか、プロモーションに対して旅行者はどのような反応をしたのかといったデータをデジタル上で蓄積することで、ターゲット設定を精緻化したり施策を改善することが可能と考えられる。事業のより効果的かつ効率的な実施のためには、デジタルマーケティングにより得られたユーザー行動等の客観的データを蓄積・管理する体制の整備が望まれる。県においても、公益社団法人香川県観光協会のこうした取組みについて必要に応じて是正を求める等、積極的な関与をすることが望まれる。 なお、データを蓄積・管理する体制の具体的な整備方法としては、例えば現時点でもデジタルマーケティングに関する施策には様々なものがあるため、こうした複数の事業から得られるデータをまずは集約する方法から検討すること等が考えられる。
	講じた措置等	当該事業は、令和5年度で終了している。今後、複数の事業から得られるデータについて、一元的に蓄積・管理する方法を検討する。
21	ジェットスター・ジャパン株式会社への支援策の評価	県及び公益社団法人香川県観光協会には、国内線（成田線）誘客促進事業を含め、ジェットスター・ジャパン株式会社の高松・成田線の航空路線を支援する施策が多くあり、令和4年度では39,724千円の予算が計上されている。 個別企業の事業を支援する以上、事業に公益上の必要がある（地方自治法第232条の2）だけでなく、当該支援による県民への便益が支援金額を上回ることが有効な施策であるためには必要となるが、現状では経済効果等の算出が行われておらず、便益がその支援額を上回っているか等の評価が行われていない。 有効な施策であることを確認するためにも、当該支援による県への経済効果等、便益の評価を行うとともに、それらの結果を県民に開示することが望ましい。
	講じた措置等	「令和5年度包括外部監査結果報告書」で示された評価方法を活用し、毎年度、県への経済効果を算出することで、高松・成田線の航空路線の支援策の有効性を評価することとした。 ご意見のあった「結果の開示」については、当該評価方法が、他空港の経済効果算出用のデータを用いて試算するものであることから実施しないこととするが、今後、算出方法の見直しも含めて研究していく。

番号	項目	内容
22	業績評価のための指標の設定	国内線（成田線）誘客促進事業では、明確な事業の業績評価のための指標が設定されていない。非公式には既存便数の維持・拡大や利用者数をコロナ前の247千人に回復させること等が目標となっているとのことであるが、事業の有効性・効率性・経済性をさらに高める観点からは、県として明確に業績評価のための指標を設定し、これに基づいて事業の評価や事業の改善・見直し等を、PDCAサイクルの中で実施していくことが望ましい。 業績評価のための指標としては、便数の維持・拡大や高松・成田線の航空路線の利用者数だけではなく、例えば県全体への経済効果等への影響を踏まえて、新規誘発需要の増加（高松・成田線の航空路線がなければ来なかった旅客の増加数を示す指標）等が考えられる。
	講じた措置等	事業評価のための指標として、新規需要入込客数（高松・成田線就航に伴い香川県内に滞在する入込客数の推計）を算出することとした。
23	観光協会における多数の単独随意契約についての情報公開	国内線（成田線）誘客促進事業で県が公益社団法人香川県観光協会に交付した補助金は、公益社団法人香川県観光協会を通じてジェットスター・ジャパン株式会社のマーケティングを支援する事業に充当されており、その契約形態は全て公益社団法人香川県観光協会によるジェットスター・ジャパン株式会社もしくは同社と関係が深い事業者との単独随意契約による業務委託となっている。 仮に県が単独随意契約を締結した場合、取引の相手先等の情報が公開されるが、現状では公益社団法人香川県観光協会が行った単独随意契約について県と同様の情報公開が行われる仕組みにはなっていない。 公益社団法人香川県観光協会による本事業実施の原資は全て県及び高松市からの補助金であり、職員は職務専念義務が免除された県職員である。実質的には県が単独随意契約を締結している状況とほぼ同じであると言え、取引の透明性を確保する観点からは、県が行う単独随意契約と同様の情報開示体制が望まれる。 具体的には、単独随意契約を締結した相手方、金額、理由等を県民に公表すること等が考えられる。
	講じた措置等	公益社団法人香川県観光協会は、県とは別法人であり、県と同様の取扱いを求めることは難しいが、ご意見のあった「取引の透明性を確保する観点」は重要であると考えため、他の都道府県観光協会の例も参考にしながら、その取扱いについて研究していく。

番号	項目	内容
24	公募プロポーザル方式による入札における公平性の確保	「新しい観光スタイル推進事業」は、本事業で交付する補助金を原資に公益社団法人香川県観光協会が外部事業者業務に委託することで事業が展開されている。委託事業者の選定は、事業開始初年度（令和3年度）より継続して公募プロポーザル方式による入札で行われているが、初年度より継続して株式会社リクルートが受注している。同社は継続して受注していることによるノウハウの蓄積だけでなく、公募開始前に予定価格決定の参考情報としての見積金額算出にも携わっており、ただでさえ入札に有利な状況となっている。一方で、入札の公募期間や業務開始の準備期間をみると、新規に参入しようとする事業者にとっては必ずしも十分な準備期間が確保されているとは言えない状況のように見受けられる。 より良い提案をなるべく低価格で発注し、事業の有効性、効率性及び経済性をより一層高めていくためには、公募期間及び業務開始までの準備期間を十分確保し、新規参入事業者が参入しやすい条件を整備することが望ましい。県においても公益社団法人香川県観光協会の公募プロポーザル方式による入札が公平性を確保できているのか適宜事業内容等を確認し、必要に応じて是正を求める等、適切なチェック機能を発揮することが望まれる。
	講じた措置等	当該事業は、令和5年度で終了している。今後、同様の事業を実施する際には、公募プロポーザル方式による入札が公平性を確保できるよう、適宜、事業内容等を確認し、必要に応じて是正を求める。
25	業績評価のための指標の設定	外国人観光案内所運営事業は、県内の外国人観光案内所のサービス向上を進め、外国人観光客の受け入れ態勢の充実・強化を図り、県内の観光事業を発展させるという点で非常に有意義な事業と考えられる。 一方で、本事業単独では、業績評価のための指標（KPI等）が設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。本事業は今後も継続した取り組みが期待されるところであり、効果的、効率的かつ経済的な事業運営のためには、KPI等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。 なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば外国人観光案内所への外国人訪問者数や外国人からの問合せ件数等が考えられる。
	講じた措置等	JR高松駅ビル内の観光案内所について、より効果的・効率的かつ経済的な事業運営を判断するため、観光案内所への外国人訪問者数と外国人からの問合せ件数の数値を精査し、その事業評価を適正に行い、事業の見直しや改善につなげることにした。

番号	項目	内容
26	外国人観光案内所の整備・運営補助に対する戦略的な計画・方針策定の必要性	日本政府観光局が「カテゴリー3」として分類する、国内でも最高水準のサービス提供が可能な外国人観光案内所が県内には2カ所あり、本事業ではこの2カ所の運営補助を行っている。「カテゴリー3」の案内所を2カ所以上保有する都道府県は全国で11あり、本県以外では東京都、大阪府、千葉県、愛知県、北海道、神奈川県、福岡県、京都府、兵庫県及び奈良県となっている。また、日本政府観光局認定の外国人観光案内所は県内に20箇所あるが（令和5年6月末時点）、東かがわ市と三木町には外国人観光案内所がまったくない一方で、前述の2カ所だけは過去から継続的に運営補助が行われている。 こうした点を踏まえると、どの外国人観光案内所をどのように整備・運営補助していくかという県内全域での戦略的な整備計画や方針を、県全体での観光施策の有効性や効率性を勘案しながら策定することが必要と考えられるが、現状ではこうした計画や方針は策定されていない。 県内全体としてのサービスレベルを向上させ、事業本来の目的である外国人観光客の受入環境の向上を県全体で有効かつ効率的に達成するためには、整備・運営補助の計画や方針を策定し、これに基づいて事業を実施していくことが望ましい。 具体的には、例えば「カテゴリー3」の外国人観光案内所を首都圏並みに2カ所配置することが本当に必要と考えられているのであれば、その戦略性や合理性、費用対効果を客観的に説明しておくこと等が考えられる。
	講じた措置等	令和5年度から、高松空港内の観光案内所（高松空港インフォメーションセンター）は高松空港(株)に移管しており、県観光協会の運営はJR高松駅ビル内の1カ所となっている。なお、インバウンドの増加を見据え、県内における外国人観光案内所の環境整備等について、戦略性や合理性、費用対効果の面で説明できるよう、方針等について整理する。
27	持続可能な外国人観光案内所の支援の必要性	外国人観光案内所運営事業では、県内の外国人観光案内所のうち香川・高松ツーリストインフォメーション（JR高松駅内）及び高松空港インフォメーションセンターの2カ所の運営経費の補助を過去から継続して実施している。 これらの外国人観光案内所が県費の支出を最小限にしながら継続して安定的に運営されるためには、外国人観光案内所の運営主体が補助金に依存することなく自走できるような体制（もしくは少しでも収支均衡に近づけるような体制）となることが重要であり、こうした体制に向けての支援に県としても積極的に取り組むことが望まれる。 具体的には、独自で収益力を向上させるような支援や、人材育成、集客及びプロモーション支援等を実施したり、観光客もしくは観光案内によって紹介を受ける施設等からの受益者負担を検討すること等が考えられる。
	講じた措置等	高松空港内の観光案内所（高松空港インフォメーションセンター）は、高松空港(株)に移管済みである。 JR高松駅ビル内の観光案内所（香川・高松ツーリストインフォメーション）については、支出を軽減しながら継続して安定的に運営できるよう、実現可能な方策等を検討する。

番号	項目	内容
28	公募プロポーザル方式による入札における公平性の確保	公益社団法人香川県観光協会では、本事業で県から交付された補助金を原資として、自らが設置する外国人観光案内所（香川・高松ツーリストインフォメーション（JR 高松駅内））の運營業務の委託先を公募し、業務委託している。本事業は継続事業であり、毎年度公募プロポーザル方式による入札によって委託事業者を決定しているが、ここ数年は同一の事業者（公益財団法人高松観光コンベンション・ビューロー）が受託しており、令和4年度については応募申込自体が同法人1者のみであった。 一方で、入札の公募期間や業務開始の準備期間をみると、新規に参入しようとする事業者にとっては必ずしも十分な準備期間が確保されているとは言えない状況のように見受けられる。 より良い提案をなるべく低価格で発注し、事業の有効性、効率性及び経済性をより一層高めていくためには、公募期間及び業務開始までの準備期間を十分確保し、新規参入事業者が参入しやすい条件を整備することが望ましい。県においても公益社団法人香川県観光協会の公募プロポーザル方式による入札が公平性を確保できているのか適宜事業内容等を確認し、必要に応じて是正を求める等、適切なチェック機能を発揮することが望まれる。
	講じた措置等	事業の有効性や効率性、経済性の観点から、公募期間や業務開始までの準備期間を十分確保するよう取り組む。 また、公募プロポーザル方式による入札が公平性を確保できるよう、適宜、事業内容等を確認し、必要に応じて是正を求める。
29	わがかがわ観光推進協議会への負担金における市町間での不均衡	わがかがわ観光推進協議会は、県をはじめとする県内自治体が協議会メンバーとなっているが、負担金の額が市町によって大きく異なっており、極端に負担割合が低い市町が存在する。 同協議会は、公益社団法人香川県観光協会が実施する事業のように即効性のある誘客効果を目的とした事業ではなく、将来の県内の観光資源を開拓する、基礎開発のような役割を担った団体である。したがって、県内を周遊する観光客を増加させるためにも、特定の市町だけに観光資源が偏ることなく、県内全域で観光客を受け入れようとする機運を高めていくことが重要であり、各市町との連携・協力体制は、同協議会による事業において非常に重要なものと言える。 各市町の観光事業への取組方針や財政状態等を勘案しつつも、十分な協力が得られていない市町に対しては、県として同協議会の活動により前向きに参加してもらえようような働きかけや、負担金額の見直し等を行う働きかけを、より積極的に実施することが望まれる。
	講じた措置等	事業計画については、事前に市町を戸別訪問し、説明を行っており、引き続き、市町に対し、協議会事業への積極的な取組みを働きかけるとともに、連携・協力体制の充実を図る。

番号	項目	内容
30	業績評価のための指標の設定	県に来訪する外国人観光客は、多くが高松空港と直行便のある韓国、中国、台湾および香港からの旅行者で構成されており、ビジット香川誘客重点促進事業を通じてこれらの市場をターゲットとした誘客活動を推進することは、県内のインバウンド消費を増加させるという点で非常に有意義なものと考えられる。 一方で、本事業は市場単位で誘客活動を行っているものの、業績評価のための指標（KPI 等）が市場単位では設定されておらず、目標を達成するための取組の進捗状況が定量的に測定できていない。 今後も継続した取り組みが期待されるところであり、県は公益社団法人香川県観光協会と連携し、適切な KPI 等の設定を行うことで毎年度事業の評価を適切に行い、その結果を踏まえた事業の見直し・改善を適切に実施していくことが望まれる。 なお具体的な業績評価のための指標としては、例えば各市場単位で外国人延宿泊者数の目標値を設定すること等が考えられる。
	講じた措置等	県総合計画の KPI（外国人延べ宿泊者数の目標値）を基本にして、観光庁の観光立国推進基本計画や宿泊旅行統計等を踏まえ、事業の評価・改善等を目的とする市場単位での参考値を設定し、事業の評価・改善等を適切に実施することとした。
31	誘客活動による定量的な成果の把握とこれによる事業の見直し・改善	ビジット香川誘客重点促進事業では、公益社団法人香川県観光協会が主体となり、SNS やインフルエンサー等を用いた県の情報発信や、現地の旅行会社を招へいたした県 PR の実施、県をアピールするための電子掲示板の現地への設置、現地における県商品等の商談会の開催等、様々な手法による誘客活動を実施している。 これらの誘客活動のうち、活動の成果を直接的かつ定量的なデータとして入手可能なもの（例えば、県に招待した現地旅行会社が造成した香川向けのツアーの利用者数等）も多くあるように見受けられたが、現状では県及び公益社団法人香川県観光協会ではこうした事業実施によって得られた成果に関するデータを網羅的には収集できていない。 事業の有効性、効率性及び経済性の観点からは、こうした誘客活動によって得られた成果をデータとして収集し、活動の評価を行うことで次回以降の活動の改善・見直しに繋げていくことが望ましい。
	講じた措置等	現地旅行会社を県に招待した場合は、事業の改善・データ収集等を目的とするアンケートやヒアリング等を実施し、成果に関するデータを収集のうえ、事業の評価・改善等を適切に実施することとした。

番号	項目	内容
32	一般社団法人四国ツーリズム創造機構における多額の繰越金の存在	負担金の支出先である一般社団法人四国ツーリズム創造機構の予算書及び決算書を閲覧したところ、同機構では過年度より繰越金が継続的に計上されており、令和4年度末には112,703千円の繰越金残高となっている。 一方で、県からの負担金は每期同額を支出している。 最小の経費で最大の効果をあげることが求められる地方自治体の事務の執行の観点からは、支出予算をベースとして、前年度繰越金の金額も踏まえた上で、県の適切な負担金支出額を設定することが望まれる。 具体的には、負担金を拠出する他の自治体及び企業等に協議を持ち掛け、繰越金の存在を踏まえた負担金額に調整するように、県から積極的に働きかけること等が考えられる。
	講じた措置等	負担金を拠出する他の自治体や企業とも連携し、繰越金の執行、及び負担金額について同機構に説明を求めるなどし、必要に応じて負担金額の調整を行う。
33	一般社団法人四国ツーリズム創造機構の事業計画及び収支計画の承認	一般社団法人四国ツーリズム創造機構の令和4年度の事業計画及び収支計画を閲覧したところ、収支計画における事業費予算は実施する事業単位の合計額のみでの記載となっており、科目別の金額（例えば委託費、使用料及び賃借料、旅費交通費等）が示されていなかった。結果として、個々の事業で何にどれだけかかる、という点についての金銭的な根拠や内訳がわからないまま計画が承認されている。 法人として機関決定された計画や予算に基づいて事業活動が行われ、これと実績値を比較することで事業が適切に行われたことをチェックするという内部統制・予算統制手続の実効性を確保し、これを適切に運用するためには、理事会及び社員総会の議案において、より具体的かつ金銭的な根拠がわかる資料をもとに承認手続きが行えるよう、県として同法人に申し入れることが望まれる。 なお、具体的かつ金銭的な根拠がわかる資料としては、例えば現状の事業毎の予算額について、その内訳として費目別の金額を記載すること等が考えられる。
	講じた措置等	収支計画の事業費予算について、金額の内訳が分かるよう費目別金額を記載するなど働きかけを行った。

番号	項目	内容
34	一般社団法人せとうち観光推進機構への負担金支出額の決定方針	県は一般社団法人せとうち観光推進機構への負担金として、毎年度定額の 19,800 千円を支出している。当該負担金額は、同機構に参加している瀬戸内海に面する 7 県の面積割、周遊アクセスのしやすさ、均等割り、賛助会員数を加味して決定されており、同機構が設立された平成 25 年以降、継続して同額である。 事業が効率的かつ経済的に運営されるためには、年度毎の負担金支出額について、年度毎に各県と十分協議のうえ、必要十分額となるように決定することが望まれる。 具体的には、年度毎に実施する事業内容が異なるため、これにより各県が受ける便益の割合を負担金の額に反映させたり、年度毎の事業計画において必要となる総支出見込額等について吟味のうえ、負担割合、負担金額が妥当であるかを判断するために機構へ具体的な積算、負担根拠を求めて金額の妥当性について十分な検討を実施すること等が考えられる。
	講じた措置等	特定の県において便益が多大となる事業については、対象県から別途負担金を支出することとなっており、引き続き、負担金額の妥当性について、十分に検討を行う。